

家屋を新築・増築したときの 家屋調査にご協力ください！

担当：総務税務課税務室（TEL 377-5655）

家屋を新築・増築された場合、固定資産税額を算出するための家屋調査をお願いしています。

■家屋調査の流れ

- ・新築、増築された建物の完成確認後、手紙にて家屋調査日時の予約をご案内しています。
- ※手紙のご案内より前に、所有者の方から当方へ調査日時を申し出いただいても結構です。
- ・調査方法は、当方職員による現地調査です。家屋への立ち入りを必要としますので所有者または家族などの代理の方の立会いの上、調査を行います。
- ・現地では、おもに内装資材（天井、壁、床等）、建築設備（風呂、トイレ、キッチン等）、外装資材（壁、屋根等）を拝見します。
- ・調査にかかる時間は、おおよそ30分です。ただし、家屋の構造、用途の違いによって調査方法あるいは調査時間が異なる場合があります。
- ・現地調査の際、職員は身分証明書を携帯しています。不審の際は、提示をお求めください。

■事前に準備いただくもの

- ・家屋調査に際して、あらかじめ家屋の間取りが分かる平面図、立面図（寸法等が記入された竣工図面）の借用をお願いしています。

税務署からのお知らせ

～ 相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約 等に基づく年金と税務上の取扱いの変更について ～

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求又は確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。か、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

国税庁
電子証明書 ICカードリーダー
CARD と
があれば
さあ！ネットで申告
e-Tax
動画でお見せします!!
国税の仕事
www.nta.go.jp
税を考える週間 検索

税を考える週間 11月11(木)～17(水)
第11回国税国際化と税に関する取組を紹介します。